

食安輸発1225第1号  
平成26年12月25日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ガーナ産カカオ豆、韓国産青とうがらし及びタイ産オオバコエンドロ)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年12月19日付け食安輸発1219第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ガーナ産生鮮カカオ豆、韓国産生鮮青とうがらし及びタイ産生鮮オオバコエンドロにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. ガーナの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド及び基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド シペルメトリン フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド、基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリン及び基準値（0.01ppm）を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

に改める。

## 2. 韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。

### 3. タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

を追加する。

なお、韓国産青とうがらしにおいては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしくお願いします。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。